

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）<u>第三条第七項第三号</u>に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>九 （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）<u>第三条第五項第三号</u>に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>九 （略）</p> <p>4 （略）</p>